3. 行財政改革

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、 企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成28年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省) (都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整 税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよ う、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税(都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税)等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合 に相当する額	
18年度	175億円	91億円	
19年度	2 1 9 億円	120億円	
20年度	3 5 6 億円	196億円	
2 1 年度	7 5 9 億円	418億円	
2 2 年度	228億円	125億円	
2 3 年度	2 1 1 億円	116億円	
2 4 年度	216億円	119億円	
2 5 年度	163億円	90億円	
26年度	162億円	8 9 億円	
27年度	184億円	101億円	
28年度	122億円	6 7 億円	
29年度	227億円	125億円	
30年度	151億円	8 3 億円	
元年度	164億円	90億円	
2年度	2 4 5 億円	135億円	
3年度	86億円	4 7 億円	
4年度見込み	158億円	8 7 億円	

[※] 特別区の配分割合:12~18年度…52%、19~元年度…55%令和2年度以降…55.1%

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

> (提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による 措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財 源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる 場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、 早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上 げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税 不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければ ならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給 付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、 早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国 の責任において確実に財源を確保すること。

自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補塡する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。

- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1)地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産 税、都市計画税相当分を補塡すること。

参考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税(地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額 (特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府 県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額 を上限)が控除されている。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額 の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率 に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落と し等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位:億円)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地方揮発油譲与税	3 7	3 6	3 7	3 5	3 5
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
特別法人事業譲与税		1,324	1,505	1,372	1,914
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0. 7	0. 7	0.8	0.9	1
そ の 他	9	7	1 7	1 1	1 0
合 計	4 7	1,368	1,560	1,420	1,960

- ※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財 源調整額である。
- ※ 令和3年度までは決算ベース、令和4年度及び令和5年度は当初予算ベース。

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)

(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般 会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な 還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理 資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理 資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み 入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、 そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の 円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設す ること。

6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省) (都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会 経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に 不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映し たものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の 規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直し を行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2		資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	>	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数		同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

[※]電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位:億円)

										\ 1 	1001 47
年	度	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
減収	類	1, 405	1, 779	1,859	1, 731	1,856	2, 022	1,826	2, 216	2, 492	2, 549

⁽注)令和4年度は補正後予算ベース、5年度は当初予算ベース。

7 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省) (都所管局 主税局)

- (1) 土地に係る税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加 や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の 意見も踏まえた上で対応すること。
- (2) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に 評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

<現状・課題>

- (1)土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変 緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等 が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化については全国的に相当程度 進展してきたが、地価の状況については、全国平均では上昇する反面、一部 地域では下落を続けるなど、自治体ごとに大きく異なっている。
- (2) 家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考える。

- (1) 土地の税負担の在り方を検討する際には以下のとおり適切に対応すること。
 - ① 負担調整措置や各種特例など土地の税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や、自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮し、各地方自治体の意見も踏まえた上で対応すること。
 - ② 商業地等の税負担を緩和するため、商業地等の条例減額制度を継続するこ

と。また、住宅用地等の税負担の急増を抑えるため、住宅用地等の条例減額 制度を継続すること。

(2) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

参考

- (1) 土地に係る税負担の在り方
 - 【「令和3年度与党税制改正大綱」(令和2年12月10日)より抜粋】 第一 令和3年度税制改正の基本的考え方
 - 1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生
 - (4) 固定資産税

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7 月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国 では5年ぶりに下落に転じた。(中略)

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

【「令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」(令和2年11月 17日)より抜粋】

第二 令和3年度地方税制改正等への対応

- 1 固定資産税
- (1) 令和3年度評価替え(負担調整措置等)

据置特例は、据置ゾーンの中において負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面を有している。住宅用地については、平成24年度税制改正で据置特例が段階的に廃止されており、税負担の均衡化を一層推進する観点から、商業地等に係る据置特例のあり方が検討課題として残されている。

(2) 大規模な家屋の評価

【都の提言「固定資産(家屋)の評価方法の見直しについて」(平成29年4月24日)概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等(家屋の工事原価を活用する方法)を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であると考える。

8 新たな国際課税ルールの策定に係る税収の適切 な帰属

(提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、不交付団体も含む 全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

<現状・課題>

経済のデジタル化の下、事業を行う上で必ずしも物理的拠点を必要としないデジタル企業等に対して、市場国において十分に課税ができないという状況が生じている。また、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、低い法人税率や優遇税制を有する軽課税国へのBEPS (Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転)リスクが増大していることも課題となっている。

こうした問題の解決に向けて、OECDは新たな国際課税のルールを策定し、令和3年10月、136か国・地域による最終合意に至ったところである。この合意は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分するという第1の柱と、売上高7.5億ユーロ以上の多国籍企業に対し世界共通の最低法人税率15%を導入するという第2の柱からなる。国内の法制度の整備に関しては、令和5年度与党税制改正大綱において、第2の柱について令和6年4月から順次導入することとされた。

他方で、第1の柱については、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、 国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされた。

国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、国だけでなく 地方分が含まれると考えるべきであり、地方分の税収は、全ての地方自治体(不 交付団体も含む)に適切に帰属させるべきである。

- ・第1の柱において、市場国間の配分基準である「売上」は、国及び全ての地方 自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っており、増収分は適切な 基準により全ての自治体に帰属させるべきこと
- ・現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと

<具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収には、国だけでなく地方分が含まれると考えるべきである。地方分の税収については、第1の柱の配分基準である「売上」が地方自治体が整備する社会インフラを基盤としていること等を踏まえ、不交付団体も含む全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

9 社会保障・税番号制度の拡充等

(提案要求先 デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省) (都所管局 デジタルサービス局・総務局・生活文化スポーツ局)

- (1) マイナンバーやマイナンバーカードを活用した住民サービス の更なる向上に向け、「社会保障」、「税」、「災害対策」に 限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務 の拡充を図ること。
- (2)マイナンバーカード利用拡大に向け、国民・都民がマイナンバーカードを取得することにより、利便性向上やメリットを実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら早期に実現を図ること。また、ぴったりサービスをはじめとするマイナポータルの機能充実やUI/UXの改善など、今後、マイナンバーカードを利用した施策を本格展開する場合には、利用者や地方自治体の意見を取り入れながら進めること。
- (3) マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証 への切替えについて、マイナンバーカードの取得が困難な方へ の対応策や経過措置等に係る具体的な事務手続の内容を早期に 示すこと。
- (4) マイナンバー及びマイナンバーカードについて、国民が適切 にこれらを取り扱えるよう、制度の意義やメリット、安全性や 信頼性、注意すべき事項等について、国民の認知や理解が深ま るよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (5)制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、 システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバー カード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費につい ては原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じるこ

とのないよう財政措置を講じること。

(6) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)を定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。また、平成29年7月からの情報連携の試行運用期間を経て、同年11月からは本格運用が実施されている。また、令和5年6月には、改正法が第211回国会(通常国会)で可決・成立したところである。

マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用に向けた一層の施策の推進に向け、現在の法定事務である「社会保障」、「税」、「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務の拡充を図る必要がある。具体的には、法改正で追加された理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務に加えて、子育てや教育、医療、福祉等における新たなサービスの展開や、災害時や緊急時における安心・安全につながる新たな仕組みの構築など、マイナンバーやマイナンバーカードが生活に欠かせないものとして国民・都民が実感できるような施策の推進が求められる。

次に、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付、各種行政手続のオンライン申請などのこれまでの取組に加え、令和6年秋に予定されているマイナンバーカードと健康保険証との一体化に向けた取組を各種免許証や障がい者手帳等との一体化にも拡大するなど、国民・都民がマイナンバーカードを取得することにより、利便性向上やメリットを実感できる取組につき、関係機関と適切に連携を図りながら早期に実現する必要がある。併せて、マイナンバーカードの利用拡大を図るには、オンラインサービスを提供するマイナポータルの利用環境を一層促進することが重要であるため、ぴったりサービスをはじめとするマイナポータルの機能充実やUI/UXの改善について、利用者や地方自治体の意見を取り入れながら取り組む必要がある。また、すでにマイナンバーカードを利用し、薬剤情報や特定健診情報の提供、公金受取口座情報の登録などの取組が進められているが、今後マイナンバーカードを利用した施策を本格展開する場合には、利用者や地方自治体の意見を取り入れながら進める必要がある。

健康保険証とマイナンバーカードを一体化したマイナ保険証への切替えについては、令和5年2月にマイナンバーカードと健康保険証の一本化に関する検討会における中間取りまとめが示されたところであるが、今般の改正法案を踏まえた経過措置や、マイナンバーカードの取得が困難な方への対応等に係る具体的な事務手続が未だ示されていない。切替えを円滑に進めるためには、それらが早期

に示される必要がある。

加えて、マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。とりわけ、国において、マイナンバー及びマイナンバーカードの具体的なメリットに関する広報及び広報媒体の作成等に当たっては、国民・都民の年齢層、家族構成、生活スタイル等に応じたカードの使い道や利便性について、これまで以上に意識して示すなど、国民・都民がマイナンバーカード取得によるメリットをより実感できる取組の推進が求められる。

また、都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることに加え、区市町村がマイナンバーカード交付事業に伴う実施事務(マイナンバーカードの更新及び電子証明書の発行・更新を含む。)を今後も担うことから、費用負担が継続的に生じる見込みであり適切な財政措置が必要である。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける 就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて 公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象 外となっており、提出書類の簡素化につながらない。マイナンバー制度の円滑 な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び 行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じ る必要がある。

- (1) マイナンバーやマイナンバーカードを活用した住民サービスの更なる向上 に向け、「社会保障」、「税」、「災害対策」に限定されているマイナンバ ーの利用について、利用できる事務の拡充を図ること。
- (2) マイナンバーカード利用拡大に向け、国民・都民がマイナンバーカードを取得することにより、利便性向上やメリットを実感できる取組につき、関係機関と適切に連携を図りながら早期に実現を図ること。また、ぴったりサービスをはじめとするマイナポータルの機能充実やUI/UXの改善など、今後、マイナンバーカードを利用した施策を本格展開する場合には、利用者や地方自治体の意見を取り入れながら進めること。
- (3) マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証への切替えについて、マイナンバーカードの取得が困難な方への対応策や経過措置等に係

る具体的な事務手続の内容を早期に示すこと。

- (4) マイナンバー及びマイナンバーカードについて、国民が適切にこれらを取り扱えるよう、制度の意義やメリット、安全性や信頼性、注意すべき事項等について、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (5)制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理、マイナンバーカード交付事業に伴う区市町村の実施事務に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (6) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

10 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見 直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する 仕組みとして平成20年度に創設され、地方自治体に寄附をした場合、2千円を 超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される 制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者ほど「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することが可能であり、公平性の観点からも問題がある。

さらに、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合 3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全て の地方自治体に財源を措置すること。

参考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

(単位:人、百万円)

年度	適用者数	控除額		
, , , ,	,,	, , , , , ,	うち都民税分	うち区市町村民税分
平成29年度	489, 131	47, 580	19,021	28, 559
平成30年度	641, 164	64, 948	25, 973	38, 975
令和元年度	843, 968	87, 288	34,906	52, 382
令和2年度	864, 509	88, 936	35, 565	53, 371
令和3年度	1, 152, 380	112,516	45,002	67, 514
令和4年度	1, 456, 524	142,870	57, 136	85, 733

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より) ※令和4年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

- (注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計。
- (注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない 場合がある。
- (注)制度創設時(平成21年度)からの累計の控除額は、585,623百万円(うち都 民税分は234,086百万円、区市町村民税分は351,537百万円)である。

11 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる 自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源 を確実に措置すること。

<現状・課題>

国は、平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築や、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援を要請した。

これを受け、都は、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成29年度から運用を開始した。

その後、自治体情報セキュリティクラウドが更新時期を迎えたこと、社会情勢やIT技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があること等から、国は、令和2年8月に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。このため、都及び区市町村は、令和5年1月から民間ベンダが構築及び提供する新たな自治体情報セキュリティクラウドに移行し、都が主体となり運営を行っている。

国が示した標準要件は、新たな脅威や現行課題への対応等を加えた必須の機能要件が多いことから、自治体情報セキュリティクラウドの運営に係る後年度経費は、大きな負担となっている。

それに対し、国は、自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費の一部について財源措置を行ったが、後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。

また、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運営していくためには、国、 都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報 セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別 区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置する とともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

12 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化 【_{最重点}】

(提案要求先 総務省) (都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、 障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人一人のライフスタイルに応じ た働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革 に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく 必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法(昭和22年法律第49号)では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と 仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人一人 の力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要があ る。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参考

- 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令
 - ① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で<u>第二</u> 号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四 十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

- 二 対象期間(その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))
- ② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

- 3 労働基準法第二条、… (略) …<u>第三十二条の三から第三十二条の五まで</u> … (略) …<u>の規定は、職員に関して適用しない</u>。
- 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要
 - ① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき 1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認めら れる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の 勤務時間を割り振ることができる制度

13 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象 となる子の年齢の拡大【_{最重点}】

(提案要求先 総務省) (都所管局 総務局)

子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していく ため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象と なる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法 律の改正等を行うこと。

<現状・課題>

生産年齢人口の減少により、労働力の確保や経済活動の減退が懸念される中、 誰もが安心して働き続けられるよう、仕事と子育ての両立に向けた社会づくりが 不可欠である。そのためには、子供が生まれた時だけでなく、子供の成長に合わ せて、誰もがライフ・ワーク・バランスを実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子どもを育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」をはじめとする課題に直面しており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、 子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業につい て、少なくとも小学校就学後も対象となるよう、子の年齢の拡大に向け、地方公 務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

参考

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律(抄)

(育児短時間勤務の承認)

第十条 職員(略)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(略)により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(略)ができる。(略)

(部分休業)

- 第十九条 任命権者(略)は、職員(略)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期(略)に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(略)を承認することができる。
- 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要
 - ① 「育児短時間勤務」
 - ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、 複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務 をすることができる制度
 - ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態
 - ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態(少なくとも土日が週休日)
 - (7) 1日3時間55分×5日(週19時間35分)
 - (イ) 1日4時間55分×5日(週24時間35分)
 - (ウ) 1日7時間45分×3日(週23時間15分)
 - (エ) 1日7時間45分×2日+1日3時間55分×1日(週19時間25分)
 - イ ア以外の形態 (職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する 必要がある職員)

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の 一部 (2時間を超えない範囲の時間)を勤務しないことができる制度

14 LGWAN (総合行政ネットワーク) 環境のセ キュリティ確保

(提案要求先 総務省) (都所管局 デジタルサービス局)

LGWAN (総合行政ネットワーク)接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)の本格運用を踏まえ、同年12月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保のため、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理には従来以上に多大な負担が発生している。

ついては、国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る 経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

15 物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確 実な支援【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省) (都所管局 財務局・総務局)

- (1) 物価高騰は全国的な課題であるため、主として国が一元的に 対策を講じるべきであるが、地方の実情に応じて対応すべきと 整理された事項については、必要な財源を国が責任をもって確 実に措置すること。
- (2)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体が自由度高く活用できるよう、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。
- (3) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各 自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。

<現状・課題>

燃料費や物価高騰の影響が長期化、深刻化する中、国と地方自治体は、引き続き、物価高騰等の影響から国民生活や事業活動を守るための取組を進めていかなければならない。

物価高騰は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けた対策などは、主として国が一元的に行うべきであり、今後、更なる対策を講じるに当たっては、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国と地方の役割分担を整理すべきである。その上で、地方で対応すべきと整理した場合は、対策の実施に当たり必要となる財源を、国が責任をもって確実に措置するべきである。

また、財政措置を講じる際は、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、各自治体の財政需要を的確に反映した上で、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(以下「臨時交付金」という。)の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援が必要である。

特に東京は、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数が多く、深刻な影響を受ける生活困窮者等対策や、中小企業、医療施設等への物価高騰対策支援、経営基盤安定化に向けた支援など、引き続き都に求められる財政需要は大きい。東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

- (1) 物価高騰は全国的な課題であるため、主として国が一元的に対策を講じるべきであるが、地方の実情に応じて対応すべきと整理された事項については、 必要な財源を国が責任をもって確実に措置すること。
- (2) 物価高騰等の影響が長期化、深刻化していることなどを踏まえ、自治体が 地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、 臨時交付金の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十 分な規模の財政支援を講じること。
- (3) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。

16 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX)推進計画に基づく取組に対する支援【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・総務省) (都所管局 デジタルサービス局・総務局)

- (1)「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」(以下「自治体DX推進計画」という。)に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- (2) 統一・標準化を進めていくに当たっては、デジタル基盤改革 支援補助金の上限を設けず、区市町村に対する必要な財源を措 置すること。
- (3) ガバメントクラウドへの移行については、区市町村の過度な 負担とならないよう国が主導してスケジュール調整を行うな ど必要な措置をとること。
- (4) ガバメントクラウドの運用に当たっては、現在の運用経費等 の縮減が実現できるよう、利用料の引下げなど、必要な措置を とること。
- (5)区市町村の移行作業の実施に当たって開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、デジタル基盤改革支援補助金の全額返環等が求められないよう措置すること。

<現状・課題>

地方自治体においては、令和4年9月に国が改定した「自治体DX推進計画【第2.0版】」に基づき、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

都が令和4年度に実施した区市町村に対するアンケート・ヒアリング(以下「ア

ンケート等」という。)によると、計画に基づく取組を着実に推進するに当たり、 今後のスケジュールの詳細など、より具体的な情報を求める意見があがっている。 特に、地方自治体の情報システムの標準化・共通化については、総務省の調査 でも、標準準拠システムの稼働予定時期が令和7年度の第4四半期に集中するこ とが懸念され、区市町村側の負担とならないように、財政支援に加え、スケジュ ール調整などの措置が必要不可欠である。

また、令和4年8月に制度所管府省庁より、各種標準仕様書が公表されたことを受け、一層、業務担当部門を含む全庁的な連携の下で取組を推進していくことが求められているところであるが、業務担当部門の主体的な取組につなげるために、制度所管府省庁からの個別の具体的な説明を求める意見もある。

こうした課題の解決に資するため、国としても情報政策所管省庁が今後の取組 スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組 については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門 に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強 化を図るべきである。

また、国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの活用に向けた標準準拠システムへの移行や申請管理システム導入に係る経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方自治体に対し、財政支援(デジタル基盤改革支援補助金)を行っているが、アンケート等によると、依然として多くの地方自治体から支援の拡充を求める意見があった。地方自治体におけるDXを推進するにあたり、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化は一体となって取り組む必要があることから、これらの経費については地方自治体ごとの取組に差が生じることがないよう、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とするべきである。

なお、国において、先行事業として、8市町の基幹業務等システムについて、 ガバメントクラウド利用の検証を実施したが、ガバメントクラウドに移行してコ スト増となるケースも見られ、利用料の引下げなどの措置も必要である。

さらに、「デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)に関するQ&A(第5版)」では、「正当な理由なく令和7年度までの移行ができなかった場合には、交付決定の取消しや補助金の返還等が必要となる場合がある」とされているが、開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、補助金の返還等が求められることが懸念されており、全額返還等が求められないよう措置するべきである。

<具体的要望内容>

(1) 地方自治体が計画に沿って着実に取組を推進できるよう、情報政策所管省 庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標 準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基 礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促す など、地方自治体の計画的な取組を支援すること。

- (2) 統一・標準化を進めていくに当たっては、地方自治体ごとの取組に差が生じることがないよう、人口規模に応じた補助基準額の設定を見直すとともに、デジタル基盤改革支援補助金の上限を設けず、区市町村に対する必要な財源を措置すること。
- (3) ガバメントクラウドへの移行については、稼働予定時期が集中することにより、区市町村の過度な負担とならないよう国が主導してスケジュール調整を行うなど必要な措置をとること。
- (4) ガバメントクラウドの運用に当たっては、ガバメントクラウド先行事業の 検証も踏まえ、現在の運用経費等の縮減が実現できるよう、利用料の引下げ など、必要な措置をとること。
- (5) 令和7年度までの統一化・標準化に向けた区市町村の移行作業の実施に当たり、移行作業が集中し開発事業者等が確保できず、国が定める期限内に標準準拠システムへの移行ができなかった場合においても、デジタル基盤改革支援補助金の全額返還等が求められないよう措置すること。

17 ベース・レジストリの整備・オープンデータの

利活用の推進

(提案要求先 デジタル庁) (都所管局 デジタルサービス局)

ベース・レジストリの整備を推進するとともに、ユーザー視点に 立ち、地方公共団体や民間事業者等にとって使いやすいオープンデ ータとなるよう、データの標準化と利活用の推進に努めること。

<現状・課題>

行政手続のデジタル化によるワンスオンリーやスマートシティの実現に向けては、人・法人・土地・建物・資格等、社会の基本データとなるベース・レジストリの整備が必須である。また、正確性・最新性を備えたそうした基本データが整備されなければ、データ収集やシステム間連携にコストと時間がかかり、行政手続のオンライン化のみならず新たなビジネスの立ち上げのスピードなどに大きく影響する。激化する国際競争・都市間競争に打ち勝つためにも、国による強力な整備の推進が極めて重要である。

また、国では、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、地方公共団体が最低限公開することが望ましい(推奨)データセット及びフォーマット標準例を公開し、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインなどにより、地方公共団体に通知するとともに、「官民データ活用推進基本法」により、地方公共団体だけではなく民間事業者に対しても、国又は地方公共団体の官民データ活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとした。しかしながら、各地方公共団体等において公開しているオープンデータでは、住所情報等の表記が異なるもの(本来「一丁目1番地」と表記すべきものが「1丁目1番地」や「1-1」となっているものなど)があるなど、フォーマット標準等に従っていないものも多くある。このため、収集したデータを加工する必要があるなど、オープンデータの活用が十分に進んでいない。

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、行政が保有する社会基盤データ(ベース・レジストリ)の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。
- (2) 行政のデジタル化のみならず、社会全体のデジタルシフトを推進していくため、オープンデータが、ユーザー視点に立ち利用しやすいものとなるよう、引き続き、(推奨) データセット及びフォーマットの標準化を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による利活用の推進に努めること。

あわせて、オープンデータ化の取組がより一層推進されるよう、地方公共 団体オープンデータ推進ガイドラインに関する研修会等を開催するなど、引 き続き、地方公共団体職員に対する啓発支援を行うこと。

18 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等

(提案要求先 デジタル庁・内閣府・総務省・法務省) (都所管局 デジタルサービス局・財務局)

- (1) 行政手続でGビズIDを一層活用できるよう、企業・団体等の事業所に付番する仕組みを国の責任で構築すること。また、補助金申請システム(Jグランツ)においては、振込口座の登録や、個人を対象とした補助金についても活用できる仕組みを新たに構築するなど、今後の機能拡張についても地方自治体の意見を取り入れながら進めること。
- (2) 行政手続法で定める公示送達について、各地方公共団体が手続のデジタル化に取り組めるよう速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 「デジタル田園都市国家構想交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。
- (4) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務 に関する法律における電子証明書について、申請者の利便性に配 慮した仕組みに改善すること。また、地方自治体では、各省の省 令を参照して事務を行わなければならないため、「電子証明書」 の定義や「処分通知の方法」等の条文の統一を図ること。
- (5)登記情報連携システムにおける運用の対象手続について、法令だけでなく、条例及び規則等の法令以外の規定に基づく登記事項登録証明書の添付を求めている手続についても運用対象を拡大すること。
- (6) アナログ規制に係る見直しについては、工程表に基づき法令等の見直しを着実に行うとともに、適用するデジタル技術についても、地方公共団体が今後活用することも踏まえ、個々の規制に対して代替可能な機器やサービスを具体的に示すこと。

<現状・課題>

行政手続のデジタル化に当たっては、個々の手続をオンライン化するだけではなく、一度出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」や、複数の手続・サービスを一つにまとめる「ワンストップ」の取組を同時に進めていく必要があり、そのためには、地方公共団体間のデータ連携の円滑化などシステム連携の強化やシステムの共同利用の推進が求められる。こうした取組は、住民サービスの向上のみならず、業務の効率化や行政保有情報の統一的なオープンデータ化にもつながるものである。

地方公共団体が共同で利用できるシステムとしては、デジタル庁が提供する「補助金申請システム(Jグランツ)」などがあり、今後、国においてこのような共通基盤システムを構築する場合、設計段階から地方公共団体の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、構築後も各地方公共団体が必要に応じて追加機能を利用できるよう、国費により随時システムのアップデートを行うべきである。

また、法人に付番するIDとしては、GビズIDが設けられているが、法人の事業所ごとに付番するIDがないため、事業所単位で申請・交付等が必要な行政手続においても、法人IDを利用する必要があるため、利用者にとっては手続に手間がかかり使いにくいものとなっている。また、国の「補助金申請システム(Jグランツ)」は振込口座情報がないため補助金の速やかな支給をすることができないことや、システムの仕様上GビズIDを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請については、本システムを活用して申請・交付手続を行うことができないといった課題がある。

加えて、行政手続法第15条第3項では、不利益処分の名あて人となるべき者の聴聞の通知に当たり、「不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」の公示送達の方法として、公示事項を事務所の掲示板に掲示することを規定している。公示送達の手続においてもデジタル化を進めたいところであるが、現行法で対応可能なデジタル化の方法やインターネット上に公開する場合のプライバシー配慮の観点を踏まえた公示事項の範囲等について具体的な方針を示すなど速やかに必要な措置を講ずるべきである。

さらに、行政手続のデジタル化以外にも、地方公共団体と民間事業者等との協働により、地域の実情に応じてデジタル技術を活用したスマートサービスの実装を進める取組も始まっている。こうした先進的なデジタル化の取組が各地域で活発に進むよう、各団体の自主性を尊重した上で、国が積極的に後押しするべきである。

令和3年度補正予算において創設された「デジタル田園都市国家構想推進交付金」は、令和4年度には地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金と併せて新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付けられ、デジタル田園都市国家構想の実現に向け分野横断的に支援することとされた。新たな交付金の創設に当たっては、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とするべきである。

また、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)により認証された電子署名を付与した電子文書について、当該文書を受領した側(受信者等)の環境下によっては、電子署名の有効性(真正性)を確認する

ことができない。そのため、申請者が受領した当該電子文書を第三者に提出する際、その相手方が当該電子文書の電子署名が都職員の職責により付与されたものだと確認することができず、受理されないおそれがある。

加えて、地方自治体において認定認証事業者が発行する「職責による署名」の電子証明書を利用しようとする場合、デジタル庁令等では「行政機関等が指定する電子証明書」を付けて署名できることとしており、地方自治体において地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)以外で「職責による署名」が利用可能となるが、一部省庁の省令等においては当該記載がないことから利用できない状況にある。そのため、「行政機関等が指定する電子証明書」と定義を追加することが必要である。

さらに、デジタル庁令では、電子情報処理組織を使用し処分通知等を行う際は、 その内容を行政機関等が使用する電子計算機から入力して行うこととなっている のに対し、経済産業省令等では、これに加えて電子計算機に備えられたファイル への記録を求める等しており、省庁ごとに規定が異なっていることから、処分通 知の方法等に関する規定や文言の統一を図り、使いやすい制度とするべきである。

この他、登記事項証明書の提出を求めている手続では、手続利用者は、事前に 法務局で登記事項証明書を入手した上で、当該手続の受け手となる行政機関へ提 出する必要があるが、添付書類として登記事項証明書を求めている手続は数多く あり、登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が住民の負担となっている。

そのため、デジタル庁及び法務省が共同で登記事項連携システムを構築し、令和5年2月から先行運用が開始されたところだが、対象手続は法令で登記事項証明書の添付を求めている手続に限定されており、条例及び規則等の法令以外の規定に基づく手続については当該システムを活用することができない。

また、目視や常駐・専任、書面掲示などのアナログ規制については、国において、令和4年12月に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を策定し、見直しを進めているところであるが、地方公共団体におけるアナログ規制に係る見直しについては、国の法令等に基づいて定められている条例等の規定が存在することから、工程表に基づいた国の法令等の見直しが着実に行われる必要がある。

さらに、国においては、今夏を目途にテクノロジーマップや技術カタログを策定予定であるが、地方公共団体が活用することも踏まえ、個々の規制に対して代替可能なデジタル技術を明確に示すことが必要である。

<具体的要望内容>

- (1) 国は、行政手続でGビズIDを一層活用できるよう、企業・団体等の事業 所に付番する仕組みを構築するとともに、補助金申請システム(Jグランツ) においては、振込口座の登録や、個人を対象とした補助金についても活用で きる仕組みを新たに構築するなど、今後の機能拡張についても地方自治体の 意見を取り入れながら進めること。
- (2) 行政手続法で定める公示送達について、各地方公共団体が手続のデジタル 化に取り組めるよう速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「デジタ

ル田園都市国家構想交付金」について、地域の実情に応じて、より柔軟に活用できる制度とすること。

- (4) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律における電子証明書について、申請者の利便性に配慮した仕組みに改善すること。また、地方自治体では、各省の省令を参照して事務を行わなければならないため、「電子証明書」の定義や「処分通知の方法」等の条文の統一を図られたい。
- (5)登記情報連携システムにおける運用の対象とする手続について、法令で登 記事項登録証明書の添付を求めているものだけなく、条例、規則等の法令以 外の規定に基づく手続についても対象を拡大すること。
- (6) アナログ規制に係る見直しについては、工程表に基づき法令等の見直しを 着実に行うとともに、適用するデジタル技術についても、地方公共団体が今 後活用することも踏まえ、個々の規制に対して代替可能な機器やサービスを 具体的に示すこと。

19 税務行政におけるデジタル化推進

1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁) (都所管局 主税局)

I C T を活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、 各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

<現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を 紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへ の入力作業など、様々な事務負担が発生している。また、事業者にとって、地方 自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。こ の状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要 である。

こうした認識のもと、都では、バックオフィス連携(国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携)の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030-更新版-」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和4年8月に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」が策定された。また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定された。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、地方自治体の意見を踏まえ、 行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要 である。

<具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、法整備をはじめとした環境整備を行うこと。

参考

地方自治体のデジタル化の推進

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)より 抜粋】

- 第6 デジタル社会の実現に向けた施策
 - 1. 国民に対する行政サービスのデザイン化
 - (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン
 - ②実現に向けた技術及び制度の検討
 - 1) 行政機関間のバックオフィスでの情報連携

また地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化を踏まえつつ、中間 サーバ等を介在させず、API連携等を手段として効率化とリアルタイム化 を追求するとともに、地方公共団体内の住民情報活用・行政機関間の連携・ 民間との対外接続で一貫した設計で対応できるようにするため、地方公共団 体内の住民情報活用に係る仕組みのプロトタイプ構築等における技術的検証 の成果を活用した検討とする。

- 5. デジタル社会を支えるシステム・技術
- (2) 地方の情報システムの刷新

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

① データ要件・連携要件の標準の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、 地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新ア プリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定め るほか、標準準拠システム間や他の行政機関等(公共サービスメッシュ等を 含む。)とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定め る。

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルぴったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年(2022年)夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和4年度(2022年度)中の作成を目指す。

【「令和4年度(2022年度)地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ」(令和4年11月)より抜粋】

4. 国税・他機関との情報連携等

e L T A X は、国税情報システムの更改時期と合わせて、令和8年度(2026年度)に次期更改を行うこととされている。また、政府においては、地方団体情報システムの標準化の取組を進めており、地方税(個人住民税、法人住民税、固定資産税及び軽自動車税)についても、国が標準化基準を作成し、令和7年度(2025年度)までに全市町村が標準準拠システムに移行することとされている。e L T A X 及び国税情報システムの刷新・改修や、地方団体の基幹税務システムの標準化の取組を踏まえつつ、納税者の情報の取扱いに係る透明性確保にも留意しながら、国税・他機関とのオンラインによる情報連携を更に拡大すべきである。

2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省) (都所管局 主税局)

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

<現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン2030-更新版-」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が 運営する「地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)」を利用して 一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、 大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和2年12月に総務省 が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和5年度末までに利用率 を85%(将来的には100%)とする目標が設定されていることから、普及促 進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者、金融機関及び各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目が中心であったが、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1)地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参考

【都における電子申告の利用率の状況(令和3年度)】 法人二税81.2%、固定資産税(償却資産)60.0%、事業所税38.4%

【「令和4年度(2022年度)地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」(令和4年11月)】

- 3. 地方税関係通知のデジタル化
- (1)納税通知書等のデジタル化

地方団体から納税者等に対して行う地方税関係通知のうち、個人住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、既にeLTAXでの送信・受取が可能である。また、特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、令和6年度(2024年度)課税分から電子的な送信・受取を可能とする令和3年度税制改正が行われ、現在、実務的な準備が進められている。しかし、納税通知書を始めとしたその他の地方税関係通知については、従前どおり書面による送付のみが行われている。

地方税務手続の「デジタル完結」を図っていくためには、納税者等と地方 団体との間のあらゆる手続についてデジタルで行い、双方において電子的に 受信した情報の事務処理を可能としなければならない。このためには、取組 が既に一定程度進捗している申告・申請や納付に加えて、地方税関係通知に ついても、eLTAX等を通じたデジタル化の実現が不可欠である。

こうした観点から、本検討会の下に設置した実務者WGにおいて、制度面・実務面双方から詳細な検討が行われた。ここでは、地方税関係通知の中でも特にデジタル化のニーズの高い納税通知書及びそれに付随する課税明細書等(以下「納税通知書等」)の電子的送付方法について集中的に検討が行われた。通知先や到達の効力、電子的送付に係る希望の取扱いなど、多岐にわたる論点について、国税や国民年金における取組等の先行事例も参考としながら検討された結果、「実務者WGとりまとめ」(令和4年(2022年)9月)においては、大きく以下の検討方針が示された。

- ・ 個人の納税者に対しては、原則、納税者のマイナポータルアカウントに対し、プッシュ型で納税通知書等の副本を電子的に送付
- ・ 法人の納税者に対しては、原則、納税者の e L T A X I D に対し、納税者本人であることの真正性・実在性の確保策を講じたうえで、納税通知書等の副本を電子的に送付

本検討会としては、実務者 WG による上記の検討方針を基本とした上で、今

後は、次のとおり進めるべきと考える。

個人に対する納税通知書等の電子的送付については、マイナポータルを活用した方法も含めて検討している。デジタル庁においてマイナポータルの刷新やマイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しが行われている現状を踏まえ、引き続きデジタル庁との連携を行いつつ、具体化に向けた手法を模索すべきである。

その際、マイナポータル等の活用にあたっては、各地方団体が保有する納税者等の情報と当該納税者等のマイナンバーとの紐付けが前提となることから、各地方団体において紐付けを進めることが望ましい。

法人に対する納税通知書等の電子的送付については、gBizID等デジタル庁において進められている事業との連携は模索しつつも、既に地方法人二税のeLTAX利用率が8割以上であるなど、eLTAXが法人に十分浸透している現状を踏まえ、eLTAXの次期更改が令和8年(2026年)9月であること等を念頭に、eLTAXを活用したシステムを構築することを目指すべきである。

また、このシステムを構築することの検討にあたっては、法人に限らず、 e L T A X を利用したい個人や、法人に係る税務手続を代理する税理士等も 含め検討を進めるべきである。

なお、上記の検討に際しては、法人の真正性・実在性の確保方法及び利便性への配慮や、通知の送り先となるマイナポータルアカウントの特定方法・ 紐付け方法など、「実務者WGとりまとめ」で示された諸課題について、関係機関とも調整を図りながら、十分に検討を深めていく必要がある。

(2)納税通知書等以外の地方税関係通知のデジタル化

地方税は国税と異なり、納税者等からの申告・申請に基づかない賦課課税税目が大半を占めており、毎年、地方団体が納税者等に一方的に送付するものが多い。このことから、納税通知書等のデジタル化については、「実務者WGとりまとめ」でも示されたとおり、電子的に送付する場合の「通知先の特定」や「希望の取扱い」など、実現に向けて解決すべき論点が数多く残されている。

一方で、納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、各種証明書など納税者等からの申告・申請に基づくものについては、電子的に申告・申請が行われる場合には、通知先の特定や希望の把握が容易であることから、eLTAXの活用を基本として可能なものから早期にデジタル化を実現していくことが望ましい。今後、デジタル化の対象とすべき通知の抽出や到達の効力の整理、具体的なシステム構成のあり方など、制度面・実務面双方からの検討を深める必要がある。このため、申告・申請のデジタル化と同様に、実務者WGにおいて検討を進めることとしたい。

なお、上記検討に先立って、「1. 申告・申請手続のデジタル化」の中で提言した、都道府県知事及び総務大臣が価格等を配分する資産に係る固定資産税の償却資産の申告のデジタル化に際しては、都道府県知事及び総務大臣から所有者に対し送付する配分通知書をデジタル化することについても、あわせて検討すべきである。

【規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)】

- 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し
- (8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し

No. 18行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進各府省は、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している以下の93事業(略)について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。

【オンライン利用率引上げの基本計画(令和2年12月4日)】 中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告(eLTAX)

オンライン利用率目標 85%

取組期間(達成期限) 3年(令和5年度末)

平成30年度税制改正において、大法人の電子申告義務化(令和2年4月以後開始事業年度から適用)が実施されたことから、大法人の法人住民税・法人事業税の申告については、電子申告の利用率100%が達成される。

現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状においても、法人全体のオンライン利用率を向上させることを目指し、当面の目標値として設定したもの。

【オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年9月30日)】 事業所税の申告

オンライン利用率目標 35%

取組期間(達成期限) 令和5年度末まで

償却資産の申告

オンライン利用率目標 50%

取組期間(達成期限) 令和5年度末まで

3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省) (都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額 情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、 申請者の利便性向上等を図ること。

<現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村(特別区においては都。 以下同じ。)が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額 により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約30万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっているとともに、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

<具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により 市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登 録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

参考

【地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)】

(土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知)

第422条の3 市町村長は、第410条第1項、第417条、第419条第2項又は第435条第2項の規定によって、土地及び家屋の基準年度の価格又は 比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比 準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供機能の強化

(提案要求先 デジタル庁・総務省) (都所管局 主税局)

本人確認情報に関する情報連携を強化するため、必要な環境整備を行うこと。

<現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法(注1)が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。複数の行政機関に対して行う住所変更等の手続きにおいて一度の申請で完了できるワンスオンリーの実現に向けては、申請された本人確認情報(注2)が、必要とされる行政機関に対して常に共有され、最新の情報に保たれる仕組みが必要である。

現在、都道府県の税務事務では、本人確認情報の更新に際して主に住民基本台帳ネットワークシステムが活用されており、都道府県が全国サーバーに照会することにより、必要な本人確認情報の提供を受ける方式となっている。このため都道府県では、全国サーバーから本人確認情報の提供を受けるまで納税者等の最新情報を把握できず、また住所異動等全ての納税者等の情報を最新の内容に更新するためには、納税者等の情報全件を対象として全国サーバーに順次照会しなければならず、こうした事務に膨大な時間が掛かっている。

このように、納税者等の情報を即時に把握できないことによって、証明書交付時の本人確認に時間が掛かることや、同一内容の書類を複数の行政機関に提出する必要が生じていること、納税通知書の返戻など、行政機関及び納税者等の双方にとって負担や不利益が生じている。

このような課題がある中、国の「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においてプッシュ型通知について検討は行われたものの、利用する行政機関のニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を深める必要があるとの結論に留まっている。

また、プッシュ型通知による本人確認情報の連携を円滑に進める上では、住民 基本台帳ネットワークシステムと都道府県の税務システムで扱うことができる文 字の範囲を一致させるなど、文字情報を効率的に授受できる仕組みが必要となる。

現在、国の「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会」において、地方自治体のシステムで使用する文字要件については検討が行われているが、プッシュ型通知による効率的な情報連携の実現に向けては、住民基本台帳ネットワークシステムの文字要件も検討対象に含める必要がある。

<具体的要求内容>

住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の実現や文字要件の整理等、本人確認情報の連携強化に向けて必要な環境整備を行うこと。

(注1) デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)、デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号)、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の6本の法律から構成される。

(注2)住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、住民票コード及びこれら の変更情報

参考

【「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)より抜粋】

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて (国・地方デジタル化指針)

- Ⅲ 33の課題を解決するための取組方針
- 2. マイナンバーの利活用の促進
- 2.2 多様なセーフティネット:児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- ⑤情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムに おけるプッシュ型通知の検討・実施

現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政機関が情報を保有する行政機関に照会し、提供を受ける方式となっている。しかし、この方法だけでは、例えば住所変更があっても、各行政機関は照会するまで把握できず、また、全員分について照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。ワンスオンリーの実現には、情報保有機関が、必要な行政機関に対してプッシュ型で通知することが必要不可欠である。

このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度(令和3年度)に検討し、2022年(令和4年)の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

【デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書(令和3年12月28日 デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会)より抜粋」】

- 2. 住民基本台帳ネットワークシステムのあり方
- (1) 住基ネットの意義・仕組み・各主体の役割

③都道府県の役割

都道府県において、住民に関する事務を遂行するに当たっては、その構成員として、また、都道府県に対する各種の権利義務の主体として、域内の住民を正確に把握している必要があり、都道府県自らも事務を担い、域内の住民の本人確認情報を適切に管理するとともに、これを利用することが、行政の効率化・高度化に資するものとされた。

(2) 今後の住基ネットのあり方

②情報提供機能の強化

- デジタル改革関連法が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーを実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図る観点から、行政機関間における情報連携の徹底が必要との方向性が示されており、機構からの本人確認情報の提供について、住基ネット利用機関からの照会に対して情報提供を行うこれまでの方式に加え、住基ネット利用機関の求めるタイミングや頻度で、本人確認情報に変更がある都度又は定期に、プッシュ型で情報提供を行うことが求められている。
- このようなプッシュ型の情報提供を行うには、住基ネット利用機関において、あらかじめプッシュ型の情報提供が必要となる対象者に関する情報(マイナンバー、利用事務等)や求める通知間隔(日次、月次等)を登録する必要があり、登録されている対象者の本人確認情報に変更が生じた場合に、機構から該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供することが考えられる。
- 住基ネット利用機関への調査によれば、当該機関が管理している本人確認情報に変更がある都度、情報提供を受けたいという機関もあったが、主要な住基ネット利用機関においては、特定の時点での正確な情報や費用対効果をより重視する意向であった。
- この結果に加え、プッシュ型の情報提供の導入に当たっては、機構においても、住基ネット利用機関においても、システム改修が必要となることから、その導入については、住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある。

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)より 抜粋】

- 第6 デジタル社会の実現に向けた施策
 - 1. 国民に対する行政サービスのデザイン化
 - (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン
 - ②実現に向けた技術及び制度の検討
 - 1) 行政機関間のバックオフィスでの情報連携

検討に当たっては、個人に関する情報が更新された際には、事務の実施 において最新の当該情報を必要とする機関に対し、更新情報を通知・提供 できるようにすること、情報提供ネットワーク等の項目定義等の資産を活 かしつつ、後方互換性を維持したままデータ項目などの仕様を柔軟に拡張できること、世帯や代理といった関係属性を扱えること等を実現しながら、柔軟かつ簡素な構成とする。

- 5. デジタル社会を支えるシステム・技術
- (1) 国の情報システムの刷新

国の情報システムを整備すべき際に留意すべき事項

④データ連携の推進

各府省庁の業務、情報システムにおいては、国民・事業者の利便性、行政の効率性・正確性の向上の観点からワンスオンリーを追求し、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度による情報連携など、バックオフィスでの情報連携の仕組みの活用を原則とする。

5 税務システムの庁舎外での活用の推進

(提案要求先 総務省) (都所管局 主税局)

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が講じるべき適切なセキュリティ対策を示すなど、庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用を可能とすること。

<現状・課題>

地方自治体が運用する税務システムは、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においてマイナンバー利用事務系に位置付けられ、無線LANの利用は禁止と明記されており、各自治体が無線LANの活用にあたり講じるべき適切なセキュリティ対策が示されていない。庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用が可能となるようにするためには、閉域モバイル網やシンクライアントの活用など、各自治体が講じるべき具体的なセキュリティ対策が示されることが必要である。

現在、無線LANが利用できないことにより、税務システム内のデータを庁舎外でリアルタイムに活用できておらず、現場での実査を伴う税務調査等においては、事前に税務システムから出力して用意した、紙の調査資料を持ち出して対応に当たっている。その結果、納税者からの想定外の問合せや追加の調査事項が生じた場合、即時対応が困難であり、改めて納税者の日程を確保して対応しなければならず、迅速で柔軟な対応による納税者サービスの向上の妨げとなっている。また、税務職員側においても、調査先等で作成した紙の資料を帰庁後に税務システムに改めて入力するなど、非効率な作業が生じている。

無線LANによる税務システムのオンライン利用が可能となり、モバイル端末を活用した税務調査等の事務が行えるようになれば、庁舎外から必要な税務情報に随時アクセスし、納税者ニーズや現場で新たに発生した事務に対してきめ細かな対応が可能になるなど、納税者サービスの向上とともに、税務行政の効率化に資することができる。

<具体的要求内容>

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が講じるべき適切なセキュリティ対策を示すなど、庁舎外における無線LANによる税務システムのオンライン利用を可能とすること。

参考

【「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)」より抜粋】

- 第3編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー (解説)
- 第2章 情報セキュリティ対策基準 (解説)
- 6. 1 コンピュータ及びネットワークの管理 (解説)
- (13)無線LAN及びネットワークの盗聴対策

無線LANを利用する場合は、解読が困難な暗号化及び認証技術を使用し、アクセスポイントへの不正な接続を防御する必要がある。特に、LGWAN接続系で無線LANを利用する場合は、盗聴及びなりすましアクセスポイント(AP)などによる情報漏えいや不正アクセスに対して、認証サーバを利用したWPA2/WPA3エンタープライズによる認証(IEEE802.1 X認証)を採用する等、セキュリティ対策を実施しなければならない。遵守すべきセキュリティ要件は、「庁内無線LANのセキュリティ要件について」を参照されたい。なお、マイナンバー利用事務系においては、無線LANは利用しないこととしなければならない。

6.2 アクセス制御

(解説)

(2) 職員等による外部からのアクセス等の制限

外部から庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合は、外部から 攻撃を受けるリスクが高くなることから、本人確認手段の確保、通信途上の盗 聴を防御するために、原則、安全な通信回線サービスを利用しなければならな い。その際、通信する情報の機密性に応じて、ファイル暗号化、通信経路の暗 号化、専用回線の利用等の必要な措置を実施することが求められる。また、接 続に当たっては許可制とし、許可は必要最小限の者に限定しなければならない。

職員等がテレワークにより庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合、情報資産の重要性を踏まえて対象となる資産を明確化し、テレワーク等で扱うことができる情報資産やテレワーク実施時の情報セキュリティ対策について規則を整備するとともに、外部からの不正な通信、マルウェアによる情報漏えいを防ぐためにアクセス制御等の技術的対策を行うことが求められる。また、なりすまし、情報漏えい及び盗難・紛失といったリスク等を踏まえ、取り扱う情報の重要度を勘案しつつ、適切なセキュリティ対策を講じる必要がある。なお、マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない。